

労働条件の不利益変更

(同意取得の実務対応の観点から)

労働契約法第8条では、合意により労働条件を変更することができるとしている一方、第9条では原則として労働者と合意することなく、労働条件の不利益変更はできないとしています。そして個別的同意を得る際に最も重要なのは、「労働者が自由な意思に基づいて同意をし、そのことが客観的に明らかといえる同意書を取得すること」と言われております。

そこで今回は、労働条件を変更する必要性が生じた場合労働者の同意をどのように取得すればよいのかなどについて、労働条件の変更方法と同意取得の判例、有効な同意取得のポイントなどの観点から解説いただきます。

-CONTENTS-

第1 労働条件の決定・変更

- 1 個別の労働契約による決定・変更
- 2 労働協約による決定・変更
- 3 就業規則による決定・変更

第2 労働条件の不利益変更の場面における同意

- 1 民法上の意思表示と労働法上の意思表示
(自由な意思論)
- 2 判例・裁判例の検討
 - ・ 山梨県民信用組合事件 (最二小判平 28. 2. 19)
 - ・ 広島中央保健生活協同組合事件
(最一小判平 26. 10. 23)
 - ・ 長澤運輸事件 (東京高判平 28. 11. 2)
 - ・ 阪神バス事件 (神戸地判平 26. 4. 22) など

- 3 「自由な意思に基づき不利益変更を承諾したものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するか否か」の判断要素

第3 労働条件の不利益変更の場面における同意取得の実務対応

- 1 同意取得における留意点
- 2 同意取得の手順
- 3 同意書面の作成例

第4 集团的労使関係における「合意」

- ・ 津南自動車教習所事件
(最三小判平 13. 3. 13)
- ・ 石塚証券事件 (最三小判平 7. 1. 24)
- ・ 医療法人南労会事件 (大阪地判平 9. 5. 23)

開催日時

令和6年3月5日(火)
14時00分～16時30分

会場

経協会館3階ホール (新潟県経営者協会)
新潟市中央区川岸町1-47-3

講師 あさひ新潟法律事務所 弁護士 山田 聡之 氏

中央大学法学部卒。2005年、弁護士登録。新潟県弁護士会所属。経営法曹会議所属。使用者側弁護士の団体「経営法曹会議」の会員であり、新潟県経営者協会主催の労働法務講座の講師を昨年度より担当。



受講料	一般 14,300円 (1名・消費税込) 会員会社 8,800円 (1名・消費税込)	定員	60名
申込方法	下記申込書にて FAX(025-267-2310)または ホームページ(https://www.niigata-keikyo.jp)よりお申し込みください。 ※受講料は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	令和6年2月27日(火) ※受講料は開催日前日までに納入願います。 ※お申込み後のキャンセルにつきましては、土日祝祭日を除く開催前日の正午以降の取り消し(欠席を含む)はキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。詳しくはホームページをご覧ください。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会 (シャ.ケンケイエイシャキョウカイ)」 第四北越銀行・白山支店 普通預金No.0173179 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※申込後、請求書をお送りいたします。 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	・ <u>駐車場がございませんので、近隣の有料駐車場(陸上競技場、新潟市役所等)をご利用ください。</u>		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

労働法務講座・第159回判例研究会申込書(3/5)

会社名			
所在地	(〒)		
ご担当者	お名前	所属・役職	
連絡先	TEL:	FAX:	

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関するお申込者様への連絡、受付やセミナーの運営のために利用いたします。また、今後各種セミナーや当協会の事業等に関する情報をお届けするために、利用することがございます。なお、ご本人から同意を頂いた場合、または法令に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供することはありません。